

平成 24 年 7 月 20 日

各位

全国小売酒販組合中央会  
会長 四十万 隆  
代理人弁護士 上田 裕康

### 民事再生手続開始決定のお知らせ

当会は、平成 24 年 7 月 13 日、東京地方裁判所に再生手続開始の申立てを行っておりましたが（平成 24 年（再）第 76 号）、本日、裁判所より再生手続開始の決定を受けましたので、お知らせいたします。

開始決定に伴い、以下のとおり今後の再生手続のスケジュールが定められました。債権者の皆様に対しては、今後、再生債権届出書等が裁判所より順次郵送にて送付される予定ですが、7 月 31 日になっても届出書がお手元に届かない場合は、末尾記載の再生室までご連絡いただけると幸いです。

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| ・平成 24 年 7 月 20 日  | 再生手続開始    |
| ・平成 24 年 10 月 12 日 | 再生債権届出期限  |
| ・平成 24 年 10 月 26 日 | 認否書提出期限   |
| ・平成 24 年 11 月 13 日 | 再生計画案提出期限 |

皆様からはこれまで多くのご支援を頂戴してきたにもかかわらず、このような形でご迷惑をお掛けすることとなりましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

当会は、今後、裁判所及び監督委員の監督の下で、公正かつ誠実に再生手続を遂行して参る所存ですので、当会の再生手続へのご理解・ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

#### 民事再生手続に関するお問合せ専用窓口

全国小売酒販組合中央会再生室

専用ダイヤル：06-6341-2912 FAX：06-6341-0970

（受付時間）平日午前 10 時から 12 時、午後 1 時から 5 時

住所：大阪市北区堂島一丁目 1 番 5 号梅田新道ビル 10 階

以 上